

○亀岡市法定外公共物管理条例施行規則

平成16年12月24日

規則第55号

改正 平成20年3月27日規則第8号

平成25年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市法定外公共物管理条例（平成16年亀岡市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占有等の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による占有等の許可を受けようとする者は、法定外公共物占有等許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 占有等の位置図
- (2) 占有等をする法定外公共物の公図の写し及び現況写真
- (3) 占有等にかかる工作物その他の物件の平面図、断面図及び構造図
- (4) 利害関係人がいる場合は、その者の同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の規定によるほか、許可の変更、許可期間の更新等の申請があった場合において、当該占有等を許可したときは、法定外公共物占有等（許可・変更許可・更新許可）書（別記第2号様式）を当該申請者に交付する。

(許可の変更の申請)

第4条 法定外公共物占有等の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、法定外公共物占有等変更許可申請書（別記第3号様式）に第2条各号に掲げる書類のうち当該変更に関する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可期間の更新の申請)

第5条 占有者は、条例第7条の規定により許可の期間を更新しようとするときは、法定外公共物占有等更新許可申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(占有料の減免)

第6条 条例第10条第1項の規定による占有料の減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 同項第1号、第2号及び第3号に該当する場合は免除

(2) 同項第4号に該当する場合は減額又は免除

2 占用料の減免を受けようとするときは、法定外公共物占用料減免申請書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(平20規則8・一部改正)

(住所等の変更の届出)

第7条 占有者は住所又は氏名若しくは法人の代表者の変更があったときは、速やかに住所・氏名等変更届(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継の届出)

第8条 条例第15条の規定による地位の承継の届出は、地位承継届出書(別記第7号様式)にその事実を証する書類を添えて行うものとする。

(原状回復の届出)

第9条 条例第16条の規定による原状回復の届出は、法定外公共物原状回復届(別記第8号様式)による。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、法定外公共物の管理に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

法定外公共物占用等許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

亀岡市法定外公共物管理条例第5条第1項の規定により法定外公共物の占用等の許可を受けたいので下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

占用等の目的			
占用等の場所	亀岡市	番地先	
占用等の種目	道路・水路・その他()		
設置する 工作物等	名称	規模	数量
占用等の場所の 構造			
占用等の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
占用等に伴う 工事の実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事实施の方法			
復旧の方法			
添付書類	位置図、公図の写し、現況写真、平面図、断面図、構造図 利害関係人の同意書、その他()		

第2号様式(第3条関係)

法定外公共物占用等(許可・変更許可・更新許可)書

第 号
年 月 日

様

亀岡市長



年 月 日付で申請のあった法定外公共物占用等許可申請について下記
のとおり許可します。

記

占用等の目的			
占用等の場所	亀岡市	番地先	
占用等の種目	道路・水路・その他()		
設置する 工作物等	名称	規模	数量
占用等の場所の 構造			
占用等の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
占用等に伴う 工事の実施期間	年 月 日から	年 月 日まで	
工事実施の方法			
占用料の額			
許可の条件			

※ 条例第10条の規定による占用料の減免を申請する場合は、減免申請書を提出してください。

第3号様式(第4条関係)

法定外公共物占用等変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

下記のとおり法定外公共物占用等の許可について、変更したいので申請します。

記

占 用 等 の 目 的	
占 用 等 の 場 所	亀岡市 番地先
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	変更前
	変更後
添 付 書 類	(変更内容を確認できるもの)

※ 許可書の写しを添付すること。

第4号様式(第5条関係)

法定外公共物占用等更新許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

亀岡市法定外公共物管理条例第7条の規定により法定外公共物占用等許可の期間の更新を受けたいので申請します。

記

占用等の目的			
占用等の場所	亀岡市	番地先	
占用等の種目	道路・水路・その他()		
設置する 工 作 物 等	名 称	規 模	数 量
許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日 第 号		
更新の期間	年 月 日から 年 月 日まで		

※ 許可書の写しを添付すること。

第5号様式(第6条関係)

法定外公共物占用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊟

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

亀岡市法定外公共物管理条例第10条の規定により占用料の減免を受けたいので下記のとおり申請します。

記

占用等の目的	
占用等の場所	亀岡市 番地先
占用等の種目	道路・水路・その他()
減免の理由	

第6号様式(第7条関係)

住 所 ・ 氏 名 等 変 更 届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

下記のとおり変更がありましたので、法定外公共物管理条例施行規則第7条の規定に基づき、届け出ます。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

占 用 等 の 目 的	
占 用 等 の 場 所	亀岡市 番地先
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	変更前
	変更後

第7号様式(第8条関係)

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

法定外公共物の占有者の地位を承継したので、法定外公共物管理条例施行規則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

なお、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。

記

占 用 等 の 目 的	
占 用 等 の 場 所	亀岡市 番地先
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
被 承 継 者	
承 継 年 月 日	
承 継 の 理 由	

※ 関係書類別添のとおり

第8号様式(第9条関係)

法定外公共物原状回復届

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者住所

申請者氏名

㊦

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

電話番号 — —

担当者氏名

電話番号 — —

亀岡市法定外公共物管理条例第16条の規定により法定外公共物を原状に回復したので下記のとおり届け出ます。

記

占用等の目的	
占用等の場所	亀岡市 番地先
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
原状回復年月日	年 月 日
原状回復の理由	
添付書類	現況写真・その他()

別記第1号様式（第2条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平25規則10・一部改正）

第3号様式（第4条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第4号様式（第5条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第5号様式（第6条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第7号様式（第8条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平20規則8・平25規則10・一部改正）